

平成16年6月14日
農林水産省生産局

食料・農業・農村政策審議会生産分科会
果樹部会第2回産地・経営小委員会の概要について

下記のとおり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第2回産地・経営小委員会が開催されました。

記

- 1 日時 平成16年6月11日(金) 14:00～16:05
- 2 場所 日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
(東京都千代田区霞が関1-3-2)
- 3 出席者
委員等：別紙のとおり
事務局：竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官、西嶋課長補佐(需給調整班) 等
- 4 配付資料：別紙のとおり
なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。
- 5 議事概要
 - (1) 第1回産地・経営小委員会の内容確認について
小委員会におけるテーマごとの整理を、資料4「第1回産地・経営小委員会の概要について(4/23)」及び資料5「果樹産地及び果樹経営の現状と課題」により行い、内容の確認を行った。
 - (2) 需給調整・経営安定対策の実態と検証について
委員からの主な意見は、以下のとおりであった。
 - 需給調整対策

需給調整に取り組んでも、価格が下げ止まらないのは、出荷調整が十分機能していないとの説明だが、天候不順により品質が悪くなった果実を安値を承知でやむを得ず出荷せざるを得ない場合もあるかもしれないとの意見があった。

生産者団体の委員からは、生産調整と出荷調整が課題であるが、うんしゅうみかんについては適正生産量が守られ、隔年結果がほぼ是正されているものの、価格下落を回避するため時期別の出荷調整の実効性の確保等が課題との意見があった。

○ 経営安定対策

近年、うんしゅうみかん、りんごが価格低下している中、経営安定対策による補てんは、農業者自身をある程度元気づける効果があり、一定の評価はしてよいとの意見があった。

反面、うんしゅうみかんの長期的な価格低迷は、構造上の問題であり、過剰への対策が必要との意見があった。

経営安定対策は、短期的価格変動に対しては農業者にとって一定の効果があるものの、今後の価格水準の低下傾向が続けば、安心して後継者へ引き継いでいく点では十分ではなく、財源の問題になるが、大きな視野で所得を安定させる対策の検討が必要との意見があった。

生産者団体の委員からは、近年の価格低下に伴い農業者所得が減少し、離農する農業者もいる中、対策について一定の評価をしているとの意見があった。

また、補てん基準価格の水準が農業者の再生産価格になっていない、事務の簡素化が課題であるとの意見があった。

現行制度の対象品目（うんしゅうみかん、りんご）以外でも、何らかの支援が必要ではないかと一部の農業者の声について紹介があった。

その他に、光センサー施設の導入に伴う経費増が問題との意見、経営安定対策の財源、現行制度と果樹共済との違い等について質問があった。

(3) 第3回の小委員会の進め方について

小委員長より、第3回の小委員会においては、今までの議論を踏まえ、「生産対策・経営支援対策の今後の方向」、それを踏まえた「小委員会の中間論点整理」について取りまとめた旨の提案があり、了承された。

なお、第3回では、各委員より提出される資料8「中間論点整理（素案）作成に向けた委員意見（様式案）」を踏まえて、中間論点整理を行うことについて了解され、資料8の提出期限（目途）は、6月25日（金）とされた。

次回の第3回産地・経営小委員会の開催日程(候補日)は、7月7日（水）午前とされた。

〔照会先〕

生産局果樹花き課企画班 中村
〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
電話03-3502-8111（内3622）
直通03-3501-3081